

再チャレンジプログラム 第3回

弁護士 春田 尚純

I 刑法（共犯）

1. 総論

<定義>

<効果>

2. 共同正犯（60条）

<定義>

<要件>

<効果>

※共謀の射程論と錯誤論？

(1) 過失の共同正犯の肯否

(2) 片面的共同正犯

(3) 結果的加重犯の共同正犯（相当因果関係説）

(4) 承継的共同正犯の肯否（限定肯定説）

(5) 共謀共同正犯

(6) 不作為の共犯

3. 教唆犯（61条）

<処罰根拠>

<要件>

<論点>

・実行従属性（必要）

・要素従属性（違法性まで）

4. 幫助犯（62条）

<定義>

<処罰根拠>

<要件>

<論点>

・教唆の幫助

・片面的幫助

・間接幫助

5. 各種問題

(1) 共犯と身分

ア 真正身分犯

① 非→身（非公務員Aが公務員Bに対して収賄を教唆した場合等）

② 身→非（公務員Aが非公務員で妻のBに賄賂收受をさせる場合等）

イ 不真正身分犯

① 非→身（非常習賭博者 A が常習賭博者 B に賭博の教唆をした場合等）

② 身→非（賭博常習者 A が非常習者 B に賭博の教唆をした場合等）

ウ 業務上横領罪への加功（非占有者 A が業務上占有者 B に横領を教唆した場合等）

(2) 共犯と錯誤

ア 共同正犯の錯誤

(ア) 具体的事実の錯誤

(イ) 抽象的事実の錯誤 ～部分的犯罪共同説～

イ 教唆犯・幫助犯の錯誤

ウ 共犯形式相互間の錯誤（間接正犯と共犯）

(3) 共犯からの離脱・共犯の中止犯

- ・ 共犯関係からの解消（共同正犯関係そのものが存在しなくなった場合）
- ・ 実行着手前の共犯からの離脱（通説）
- ・ 実行着手後の共犯からの離脱（通説）
- ・ 実行着手後の共犯からの離脱と中止犯

II 刑事訴訟法

第 1 証拠裁判主義（317 条。証明の方式）

<定義>

<証明>

(1) 定義

(2) 証明の種類

(3) 証明不要な事実（判例法理）

<論点>

- ・ 厳格な証明の対象たる「事実」の意義（通説）

第 2 証拠能力

1 総論

<定義>

<要件>

2 性格証拠 ～悪性格証拠～

3 類似事実 ～前科・余罪の類似事実証拠～

第 3 伝聞証拠

1 原則（320 条 1 項）

(1) 当該証拠が直接証拠として機能する場合

(2) 当該証拠が間接証拠として機能する場合

(3) 当該証拠が補助証拠として機能する場合

(例題)「Aが「Xは好かんわ。いやらしいことばかりする」と言っていた」というBの証言について。

(1) 立証趣旨がXの動機

(2) 立証趣旨がAのXに対する嫌悪の情

2 伝聞例外 (321条～328条)

<全体像>

1. 321条～324条：個別的規定

(1) 伝聞書面

ア. 被告人以外の者の供述代用書面 (321条、最も広い)

イ. 被告人の供述代用書面 (322条)

ウ. 特信文書 (323条)

(2) 伝聞供述 (324条)

ア. 被告人以外の供述：被告人の供述が内容 (1項、322条準用)

イ. 被告人以外の供述：被告人以外の供述が内容 (2項、321条1項3号準用)

2. 325条～328条全ての伝聞証拠につき妥当

(1) 321条～324条の原供述の調査 (325条)

(2) 同意・合意書面 (326条、327条)

(3) 証明力を争う証拠 (弾劾証拠の許容性、328条)

3 321条1項

(1) 裁面調書 (1号書面)

<定義>

<趣旨>

<要件>

(2) 検面調書 (2号書面)

<定義>

<趣旨>

<要件>

(前段)

(後段)

(3) 3号書面

(4) 捜査機関の検証調書等 (321条3項)

<意義>

<趣旨>

<要件>

<論点>

実況見分調書の証拠能力

(5) 被告人の供述代用書面 (322条)

<意義>

<趣旨>

<要件>

(6) 伝聞供述 (324条)

第4 自白法則

<定義>

<要件>

<効果>

(1) 強制・拷問・脅迫による自白

(2) 不当に長い抑留・拘禁された後の自白

(3) 不任意自白

ア. 約束自白

イ. 偽計自白

(4) 違法収集自白

ア. 黙秘権の告知を怠った場合

イ. 接見制限と自白

ウ. 弁護人選任権を侵害した場合 (ref 大阪高判 S53.1.24)

2 反復自白の証拠能力 (自白→自白)

3 補強法則 (憲法 38 条 3 項、法 319 条 2 項)

<定義>

<趣旨>

<要件>～補強証拠足りうる要件～

<範囲>～自白のどの範囲を補強すればよいのか～

(1) 主観的事実・犯人性に関する自白 (故意・動機など)

(2) 客観的事実に関する自白☆

第5 違法収集証拠排除法則 (判例)

<定義>

<根拠>

<趣旨>

<論点>

・違法収集証拠の排除基準

・毒樹の果実論

・違法性の承継 (判例)